

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 宝ホールディングス株式会社 代表者名 取締役社長 大 宮 久 (コード番号 2531 東証、大証 第1部) 問 合 せ 先 取締役IR室長 松崎 修一郎 T E L (075)241-5124

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第95回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の目的

- (1)経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築し、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。<第22条>
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)等が平成18年5月1日に施行されたのに伴い、次の変更を行うものであります。
  - ①当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置くことを定めるもの。<第4条(新設)>
  - ②株券発行会社である旨を明記するもの。<第7条(新設)>
  - ③会社法第370条に基づき、取締役会において経営判断を機動的に行えるよう、全取締役の同意があり、全監査役にも異議がない場合に限り、現に会議を開催しない形での取締役会の決議を認めるもの。<第26条第2項(新設)>
  - ④会社法施行規則に基づく株主総会参考書類に記載すべき事項に関する情報を、インターネットを利用する方法で開示することを可能とするもの。<第17条(新設)>
  - ⑤会社法の施行に伴う用語、引用条文および条文に沿った表現への変更をおこなうもの。
- (3)上記の変更に伴う条数の変更等の整備その他条文の表現等の整備を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 2 9 日 (木曜日) 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 2 9 日 (木曜日)

以上

#### 当資料取り扱い上の注意点

当資料中の当社の現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見通しであり、これらは現時点において入手可能な情報から得られた当社経営陣の判断に基づくものですが、重大なリスクや不確実性を含んでいる情報から得られた多くの仮定および考えに基づきなされたものであります。実際の業績は、さまざまな要素によりこれら予測とは大きく異なる結果となり得ることをご承知おきください。実際の業績に影響を与える要素には、経済情勢、特に消費動向、為替レートの変動、法律・行政制度の変化、競合会社の価格・製品戦略による圧力、当社の既存製品および新製品の販売力の低下、生産中断、当社の知的所有権に対する侵害、急速な技術革新、重大な訴訟における不利な判決等がありますが、業績に影響を与える要素はこれらに限定されるものではありません。

現行定款	変 更 案	変更理由等
<b>第1章</b> 総則	<b>第1章</b> 総則	
<b>7.</b> — 7/2/3	N. + 1/2/1	
(商号)	(商号)	
<b>第1条</b> 当会社は、宝ホールディング	<b>第1条</b> (現行どおり)	
ス株式会社と称し、英文ではTAK		
ARA HOLDINGS INC.		
と表示する。		
C 2(11) 300		
(目的)	(目的)	
	<b>第2条</b> 当会社は、次の事業を営むこ	<ul><li>・条文の整備</li></ul>
とを目的とする。	とを目的とする。	3,103 0 1 111,011
1       次の事業を営む会社及びこれに相		
当する事業を営む外国会社の株式		
を保有することによる当該会社の	社の株式を保有することによる	
事業活動の支配並びに管理	当該会社の事業活動の支配なら	
17/11 27 7 7 11 <u>11 3 7 -</u> 1 12	びに管理	
(1)酒類、酒精、清涼飲料、調味	① <u> </u>	
料、その他食料品及び食品添加物	料、その他食料品および食品添	
の製造並びに売買	加物の製造ならびに売買	
(2) 医薬品、動物用薬品、農薬、	②医薬品、動物用薬品、農薬、	
試薬、工業薬品、微生物工業品、	試薬、工業薬品、微生物工業品、	
医薬部外品及び化粧品の製造並	医薬部外品および化粧品の製	
びに売買	造ならびに売買	
(3) 理化学機械器具及び医療用具	③理化学機械器具および医療用	
の製造並びに売買	具の製造ならびに売買	
(4)以上に掲げる製品の製造用機	④以上に掲げる製品の製造用機	
――――――――――――――――――――――――――――――――――――		
する技術の開発、売買 <u>及び</u> 貸借	製品に関する技術の開発、売買	
	<u>および</u> 貸借	
(5) 遺伝子解析その他の理化学分	⑤遺伝子解析その他の理化学分	
析 <u>及び</u> 医療に関する検査の受託	析 <u>および</u> 医療に関する検査の	
	受託	
<u>(6)</u> ガラス壜、金属缶、プラスチ	<u>⑥</u> ガラス壜、金属缶、プラスチ	
ック製容器及び紙製容器等各種	ック製容器 <u>および</u> 紙製容器等	
容器の製造 <u>並びに</u> 売買	各種容器の製造 <u>ならびに</u> 売買	
<u>(7)</u> 包装用品 <u>及び</u> 包装用資材の製	<u>⑦</u> 包装用品 <u>および</u> 包装用資材の	
造 <u>並びに</u> 売買	製造 <u>ならびに</u> 売買	

- <u>(8)</u>肥料<u>及び</u>飼料の製造<u>並びに</u>売 買
- (9) 農産物<u>及び</u>農産加工品の生産 並びに売買
- (10) きのこ、野菜、果樹<u>及び</u>花卉 の新品種の開発、売買<u>並びに</u>これ らの新品種の培養<u>及び</u>栽培技術 の貸借
- <u>(11)</u>水産物<u>及び</u>水産加工品の生産 並びに売買
- <u>(12)</u>不動産の売買、貸借、管理運用及び開発事業
- (13) 倉庫業
- (14) 一般貨物自動車運送事業<u>及び</u> 特定貨物自動車運送事業<u>並びに</u> 貨物運送取扱事業
- <u>(15)</u>自動車の売買、リース<u>及び</u>レ ンタル並びに整備業
- <u>(16)</u> 荷役作業の請負<u>及び</u>梱包<u>並び</u> に解梱業
- <u>(17)</u>産業廃棄物の収集<u>及び</u>運搬
- (18) 携帯受信設備の販売<u>及び</u>貸付 に関する代理店業
- (19) 損害保険代理店業<u>及び</u>電気通 信事業者の代理店業
- (20) 郵便切手<u>及び</u>収入印紙の販売 業
- <u>(21)</u>旅行業<u>及び</u>旅行業代理店業
- (22) 飲食店の経営
- (23) 印刷業<u>並びに</u>書籍、雑誌<u>及び</u> ビデオテープ、コンパクトディス ク等による出版物の企画、編集、 制作、販売
- (24) 情報処理サービス業、情報提供サービス業<u>及び</u>情報通信サービス業
- <u>(25)</u> コンピュータソフトウェアの 開発<u>及び</u>売買
- (26) 業務用<u>及び</u>事務用コンピュー タシステムの運用管理の受託

- <u>⑧</u>肥料<u>および</u>飼料の製造<u>ならび</u> に売買
- ⑨農産物<u>および</u>農産加工品の生産ならびに売買
- ⑩きのこ、野菜、果樹<u>および</u>花 卉の新品種の開発、売買<u>ならび</u> <u>に</u>これらの新品種の培養<u>およ</u> び栽培技術の貸借
- ①水産物<u>および</u>水産加工品の生産ならびに売買
- <u>⑫</u>不動産の売買、貸借、管理運 用および開発事業
- (13)倉庫業
- ④一般貨物自動車運送事業び特定貨物自動車運送事業なびに貨物運送取扱事業
- <u>(5)</u>自動車の売買、リース<u>および</u> レンタルならびに整備業
- <u>⑥</u>荷役作業の請負<u>および</u>梱包<u>な</u> らびに解梱業
- ①産業廃棄物の収集および運搬
- <u>®</u>携帯受信設備の販売<u>および</u>貸 付に関する代理店業
- 週損害保険代理店業および電気通信事業者の代理店業
- <u>⑩</u>郵便切手<u>および</u>収入印紙の販売業
- ②旅行業および旅行業代理店業
- 22飲食店の経営
- ②印刷業<u>ならびに</u>書籍、雑誌<u>お</u> <u>よび</u>ビデオテープ、コンパクト ディスク等による出版物の企 画、編集、制作、販売
- ②情報処理サービス業、情報提供サービス業<u>および</u>情報通信サービス業
- <u>(5)</u>コンピュータソフトウェアの 開発<u>および</u>売買

- (27) コンピュータの導入<u>及び</u>利用 に関するコンサルティング業務
- (28) コンピュータ<u>及び</u>周辺機器の 売買、賃貸借並びに保守
- (29) フロッピーディスク、エムオーディスク、インクリボン、プリンタートナー等の消耗品の売買
- (30) 教育セミナーの開催<u>及び</u>出版 に関する業務
- (31) マーケティングリサーチの請 負<u>及び</u>販売促進活動の企画<u>並び</u> に広告代理店業
- (32) 労働者派遣事業
- (33) 以上に附帯する事業<u>及び</u>これ に関連する一切の業務
- 2 不動産の賃貸借及び管理
- 3 工業所有権の取得、維持、管理、 使用許諾及び譲渡
- 4 前各号に附帯する事業<u>及び</u>これに 関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を京都市に置 く。

(新 設)

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告に より行う。ただし、電子公告による ことができない事故その他のやむを 得ない事由が生じたときは、京都新 聞及び日本経済新聞に掲載して行

- ②コンピュータの導入<u>および</u>利 用に関するコンサルティング 業務
- ②コンピュータ<u>および</u>周辺機器 の売買、賃貸借ならびに保守
- ②フロッピーディスク、エムオーディスク、インクリボン、プリンタートナー等の消耗品の売買
- ①マーケティングリサーチの請 負<u>および</u>販売促進活動の企画 ならびに広告代理店業
- 32労働者派遣事業
- ③以上に附帯する事業<u>および</u>これに関連する一切の業務
- (2) 不動産の賃貸借および管理
- (3)工業所有権の取得、維持、管理、 使用許諾および譲渡
- (4)前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務

(本店の所在地)

**第3条** (現行どおり)

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監査役
  - (3) 監査役会
  - (4) 会計監査人

設置する旨を 記載。(会社法 326 条 2 項、 327 条 1 項、 328 条 1 項)

会社法の施行に

より各機関を

(公告の方法)

- 第5条 当会社の公告<u>方法</u>は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由<u>によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都新聞および日本経済新聞に</u>
- ・会社法の条文に 文言を合わせ る。(会社法 939条)

う。

# 第2章 株式

(株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数 は、870,000,000 株とする。ただし、 株式の消却が行われたときは、これ に相当する株式数を減ずる。

(新 設)

(自己株式の取得)

**第6条** 当会社は、商法第 211 条 / 3 | **第8条** 当会社は、会社法第 165 条第 2 | 第1項第2号の定めにより、取締役 会決議をもって自己株式を買受ける ことができる。

(1単元の株式数及び単元未満株券の 不発行)

第7条 当会社の1単元の株式の数 は、1,000株とする。

当会社は、1単元の株式の数に満 たない株式(以下「単元未満株式」 という。) の数を表示した株券を発行 しない。ただし、株式取扱規則に定 めるところについてはこの限りでは ない。

# (株券の種類)

第8条 当会社の発行する株券の種類 は、取締役会において定める株式取 扱規則による。

掲載して行う。

# 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数 は、870,000,000 株とする。

会社法の条文に 文言を合わせ る。(会社法 37 条、113条)

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を 発行する。

•会社法の施行に より株券を発 行する旨を記 載。

(会社法 214 条)

(自己の株式の取得)

項の定めにより、取締役会の決議に よって市場取引等により自己の株式 を取得することができる。

・引用条文の変更 および会社法 の条文に文言 を合わせる。 (会社法 165 条 2 項)

(単元株式数および単元未満株券の不 発行)

第9条 当会社の単元株式数は、1,000 株とする。

2 当会社は、単元未満株式に係る株 券を発行しない。ただし、株式取扱 規則に定めるところについてはこの 限りではない。

会社法の条文に 文言を合わせ る。(会社法 188条1項、2 条 20 号)

(削 除)

·変更案第12条 に統合。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

#### (基準日)

第10条 当会社は、毎決算期最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

前項のほか、必要があるときは、 取締役会の決議により、あらかじめ 公告して、一定の日における最終の 株主名簿に記載又は記録された株主 又は登録質権者をもって、その 権 利を行使することのできる株主又は 質権者とする。

#### (名義書換代理人)

**第11条** 当会社は、<u>株式につき名義書</u> <u>換代理人</u>を置く。

当会社の名義書換代理人及びその 事務取扱場所は、取締役会の決議に より選定し、これを公告する。

当会社の株主名簿<u>及び</u>株券喪失登 録簿<u>は、名義書換代理人の事務取扱</u> 場所に備え置き、株式の名義書換、 質権の登録、信託財産の表示、株券 の不所持申出、届出の受理、株券の 再発行、単元未満株式の買取り及び 買増しその他株式に関する事務は、 名義書換代理人に取扱わせ、当会社 ではこれを取扱わない。 (単元未満株式の売渡請求)

第 10条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

・会社法の条文に 文言を合わせ る。(会社法 194条1項)

(削 除)

- ・定時総会の基準 日の規定であるので第3章 の第14条として新設。
- ・会社法第 124 条に規定され ているため削 除。

(株主名簿管理人)

- **第11条** 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議によって 定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿 (実質株主名簿 を含む。以下同じ。)、新株予約権原 簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株 予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理 人に委託し、当会社においては取り 扱わない。
- ・会社法の条文の 文言を合わせる。 (会社法 123 条)
- ・会社法の条文に 文言を合わせ、 条文を整備。 (会社法 222 条、225条)

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式の名義書換、質 権の登録、信託財産の表示、株券の 不所持申出、届出の受理、株券の再 発行、単元未満株式の買取り及び買 増しその他株式に関する取扱い並び にその手数料については、取締役会 において定める株式取扱規則によ る。

## 第3章 株主総会

(招集の時期及び招集者)

年6月に、臨時株主総会は、必要あ る場合に随時これを招集する。

株主総会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、取締役会の決議に 基づいて社長が招集する。ただし、 社長に事故があるときは、あらかじ め取締役会の決議をもって定めた順 序により、他の取締役がこれを招集 する。

(新 設)

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこ れにあたる。

社長に事故があるときは、前条第 2項ただし書の規定を準用する。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い およびその手数料は、法令または本 定款のほか、取締役会において定め る株式取扱規則による。

・株式の取扱いに 関する具体例 を「株式に関す る取扱い」とし て整備。

## 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎 | 第13条 当会社の定時株主総会は、毎 年6月にこれを招集し、臨時株主総会 は、必要ある場合に随時これを招集す る。

(削 除)

•現行定款第2項 を併せ、条文を 整備。

· 変更案第 15 条 として新設。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決 権の基準日は、毎年3月31日とする。

・現行定款第 10 条を移設する とともに条文 を整備。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招 集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定めた 順序に従い、他の取締役が株主総会 を招集し議長となる。

条文の整備

·現行定款第 13 条 2 項を移設 し現行定款第 14 条と併せ条 文を整備する。

(招集地)

第16条 当会社は、京都市またはその

・招集地を限定す

(新 設)

	隣接地で株主総会を開催する。	るため規定。
_(決議の方法)_		
第15条 株主総会の決議は、法令又は	(削 除)	・変更案第 18 条
本定款に別段の定めがある場合を除		として新設
き、出席株主の有する議決権の過半		
数をもってこれを行う。		
商法第343条に定める特別決議		
は、総株主の議決権の3分の1以上		
を有する株主が出席し、その議決権		
の3分の2以上をもってこれを行		
<u> 5.</u>		
	(株主総会参考書類等のインターネッ	
(dept. =B)	ト開示とみなし提供)	A 41 VI. 167-19 90
(新 設)	第17条 当会社は、株主総会の招集に	•会社法施行規則
	際し、株主総会参考書類、事業報告、	等の施行によ
	計算書類および連結計算書類に記載	るインターネ
	または表示をすべき事項に係る情報	ット開示とみ
	を、法務省令に定めるところに従い	なし提供が可
	インターネットを利用する方法で開	能となるよう
	示することにより、株主に対して提	規定。(会社法
	供したものとみなすことができる。	施行規則 94 条
		1項、133条3
		項)
	(決議の方法)	
(新 設)	<b>第 18 条</b> 株主総会の決議は、法令また	  ・現行定款第 15
(7) 827	は本定款に別段の定めがある場合を	条を移設する
	除き、出席した議決権を行使すること	とともに会社
	ができる株主の議決権の過半数をも	法の条文に文
	って行う。	言を合わせる。
	2 会社法第309条第2項に定める決	(会社法309条1
	議は、議決権を行使することができ	項、2項)
	る株主の議決権の3分の1以上を有	
	する株主が出席し、その議決権の3	
	分の2以上をもって行う。	
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)	
第16条 株主は、当会社の議決権を有	第19条 株主は、当会社の議決権を有	・代理人の人数を
する他の株主を代理人として、その	する他の株主1名を代理人として、そ	規定。(会社法

議決権を行使することができる。た だし、株主又は代理人は、代理権を 証する書面を総会ごとに、当会社に 差し出さなければならない。

の議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ご とに代理権を証明する書面を、当会社 に提出しなければならない。
- 310条5項) ・現行定款ただし 書きを第2項 とし条文を整 備するととも に会社法の条 文に文言をあ わせる。(会社 法310条1項、 2項)

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 当会社の取締役は、10 名以 | 第 20 条 (現行どおり) 内とする。

(選任)

第18条 取締役は、株主総会において 選任する。

前項の選任決議は、総株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもって これを行う。

取締役の選任決議は、累積投票に よらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年 内の最終の決算期に関する定時株主 総会の終結の時までとする。

補欠として選任された取締役の任 期は、退任した取締役の残任期間と する。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当会社は、取締役会の決議を もって、取締役の中から会長1名、 社長1名、副社長2名、専務取締役

第4章 取締役および取締役会

(員数)

(選任方法)

第21条 (現行どおり)

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行 使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行 う。

(任期)

3 (現行どおり)

第22条 取締役の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。

(削)除)

取締役の任期を 1年とすると ともに、会社法 の条文に文言 を合わせる。

・会社法の条文に

文言を合わせ

る。(会社法

341条)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によっ て取締役会長、取締役社長各 1 名、 取締役副社長 2 名以内、専務取締役

・条文の整備およ び会社法の条 文の文言に合 及び常務取締役各若干名を置くこと ができる。

会長、社長及び副社長は、各自会 2 取締役会長、取締役社長および取 社を代表する。

(報酬)

第21条 取締役の報酬は、株主総会で これを定める。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、会長が招集する。 ただし、会長が欠員のとき、又は会 長に事故があるときは、社長が招集 し、社長に事故があるときは、あら かじめ取締役会の決議をもって定め た順序により、他の取締役がこれを 招集する。

取締役会の招集通知は、各取締役 及び各監査役に対し、会日の3日前 までに発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮する ことができる。

(取締役会の議長)

第23条 取締役会の議長は、会長がこ れにあたる。

故があるときは、前条第1項ただし 書の規定を準用する。

(新 設)

および常務取締役各若干名を選定す ることができる。

締役副社長は、各自会社を代表する。

(削 除)

· 変更案第 28 条 として新設。

わせる。

(削 除)

· 変更案第 25 条 として新設。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定 めある場合を除き、取締役会長がこれ を招集し、議長となる。
- 会長が欠員のとき、又は会長に事 2 取締役会長に欠員または事故があ るときは、取締役社長が、取締役社長 に事故があるときは、取締役会におい てあらかじめ定めた順序により、他の 取締役が取締役会を招集し、議長とな る。
- ・条文の整備。
- ·現行定款第 22 条ただし書き を移設し、条文 を整備。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日 の3日前までに各取締役および各監 査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短 縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意

·現行定款 22 条 を移設し、条文 を整備。

	があるときは、招集の手続きを経な	
	いで取締役会を開催することができ	
	<u>る。</u>	
(取締役会の決議 <u>要件</u> )	(取締役会の決議 <u>方法</u> )	
第24条 取締役会の決議は、取締役の	第 26 条 取締役会の決議は、議決に加	・会社法の条文に
過半数が出席し、その過半数をもっ	<u>わることができる</u> 取締役の過半数が	文言を合わせ
て <u>これ</u> を行う。	出席し、その過半数をもって行う。	る。(会社法
		369条1項)
(新 設)	2 当会社は、取締役会の決議事項に	・会社法施行によ
	ついて、取締役(当該決議事項につ	り、いわゆる書
	いて議決に加わることができるもの	面決議が可能
	に限る。) の全員が書面または電磁的	となったため
	記録により同意の意思表示をしたと	その旨を規定。
	きは、当該決議事項を可決する旨の	(会社法 370
	取締役会の決議があったものとみな	条)
	す。ただし、監査役が当該決議事項に	
	異議を述べたときはこの限りでな	
	<u> </u>	
_(相談役)		
第25条 当会社は、取締役会の決議を	(削 除)	・変更案第 29 条
もって、相談役若干名を置くことが		
O > CC INCOMP TO BE COM		として新設。
できる。		として新設。
		として新設。
<u>できる。</u>	_(取締役会規則)_	として新設。
	(取締役会規則) <b>第27条</b> 取締役会に関する事項は、法	・取締役会規則に
<u>できる。</u>		<ul><li>・取締役会規則に 関する規定の</li></ul>
<u>できる。</u>	第27条 取締役会に関する事項は、法	・取締役会規則に
<u>できる。</u>	第27条 取締役会に関する事項は、法 令または本定款のほか、取締役会に おいて定める取締役会規則による。	<ul><li>・取締役会規則に 関する規定の</li></ul>
<u>できる。</u> (新 設)	第27条 取締役会に関する事項は、法 令または本定款のほか、取締役会に おいて定める取締役会規則による。 (報酬等)	・取締役会規則に 関する規定の 新設。
<u>できる。</u>	第27条 取締役会に関する事項は、法 令または本定款のほか、取締役会に おいて定める取締役会規則による。 (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の	<ul><li>・取締役会規則に 関する規定の 新設。</li><li>・現行定款第 21</li></ul>
<u>できる。</u> (新 設)	第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受	・取締役会規則に 関する規定の 新設。 ・現行定款第 21 条を移設する
<u>できる。</u> (新 設)	第27条 取締役会に関する事項は、法 令または本定款のほか、取締役会に おいて定める取締役会規則による。 (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の 職務執行の対価として当会社から受 ける財産上の利益(以下「報酬等」	・取締役会規則に関する規定の新設。 ・現行定款第 21 条を移設するとともに会社
<u>できる。</u> (新 設)	第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によっ	・取締役会規則に 関する規定の 新設。 ・現行定款第 21 条を移設する とともここ 法の条文に文
<u>できる。</u> (新 設)	第27条 取締役会に関する事項は、法 令または本定款のほか、取締役会に おいて定める取締役会規則による。 (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の 職務執行の対価として当会社から受 ける財産上の利益(以下「報酬等」	<ul> <li>・取締役会規則に 関する規定の 新設。</li> <li>・現行定款第 21 条を移設する ととも文とも文と 言を合わせる。</li> </ul>
<u>できる。</u> (新 設)	第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	・取締役会規則に 関する規定の 新設。 ・現行定款第 21 条を移設する とともここ 法の条文に文
できる。 (新 設) (新 設)	第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (相談役)	<ul> <li>・取締役会規則に 関する規定の 新設。</li> <li>・現行定款第 21 条を移 に会社 ととの条ととなった。 (会社法 361条)</li> </ul>
<u>できる。</u> (新 設)	第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (相談役) 第29条 取締役会は、その決議によっ	<ul> <li>・取締役会規則に 関する規定の 新設。</li> <li>・現行定款第 21 条をととの会ととの会かに 会社法 361条)</li> <li>・現行定款第 25</li> </ul>
できる。 (新 設) (新 設)	第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (相談役)	<ul> <li>・取締役会規則に 関する規定の 新設。</li> <li>・現行定款第 21 条を移設に会社 法の条とも文に会社 法の条合わせる。 (会社法 361条)</li> </ul>

の整備をする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第26条 当会社の監査役は、5名以内 第30条 (現行どおり) とする。

(選任)

第27条 監査役は、株主総会において 選任する。

前項の選任決議は、総株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもって これを行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は、就任後4年 内の最終の決算期に関する定時株主 総会の終結の時までとする。

期は、退任した監査役の残任期間と する。

(常勤監査役)

第29条 当会社は、監査役の互選をも って、常勤監査役を定める。

(報酬)

第30条 監査役の報酬は、株主総会で これを定める。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集通知は、各監 査役に対し、会日の3日前までに発 <u>する</u>。ただし、緊急の必要があると

第5章 監査役および監査役会

(員数)

(選任方法)

第31条 (現行どおり)

2 前項の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。

・会社法の条文に 文言を合わせ る。(会社法 341条)

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年 以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。

補欠として選任された監査役の任 2 任期の満了前に退任した監査役の 補欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了す る時までとする。

・会社法の条文に 文言を合わせ る。(会社法 336条)

条文の整備

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議により 常勤の監査役を選定する。

会社法の条文に 文言を合わせ る。(会社法 390条2項、3 項)

(削 除)

· 変更案第 36 条 として新設。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日 の3日前までに各監査役に対して発 する。ただし、緊急の必要があるとき

条文の整備

きは、この期間を短縮することがで きる。

(新 設)

## (監査役会の決議要件)

段の定めがある場合を除き、監査役 の過半数をもってこれを行う。

(新 設)

(新 設)

## 第6章 計算

## (決算期)

第33条 当会社の決算期は、毎年3月 31 日とする。

## (配当金の支払)

第34条 利益配当金は、毎決算期最終 の株主名簿に記載又は記録された株 主又は登録質権者に支払う。ただし、 支払確定の日から満3年を経過して もなお受領されないときは、当会社 は、その支払の義務を免れる。

(新 設)

は、この期間を短縮することができ る。

2 監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査役 会を開催することができる。

## (監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別 第35条 監査役会の決議は、法令に別 段の定めがある場合を除き、監査役の 過半数をもって行う。

## (監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法 令または本定款のほか、監査役会に おいて定める監査役会規則による。

・監査役会規則に 関する規定の 新設。

条文の整備

・招集手続を省略

できる場合の

規定。(会社法 392条2項)

## (報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会 の決議によって定める。

·現行定款第 30 条を移設し、会 社法の条文に 文言を合わせ る。(会社法 387条)。

## 第6章 計算

## (事業年度)

**第38条** 当会社の事業年度は、毎年4 月1日から翌年3月31日までの1年 とする。

会社法の条文に 文言を合わせ る。(会社法 2 条 24 号)

## (剰余金配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日 は、毎年3月31日とする。

•会社法の条文に 文言をあわせ、 条文の整備を する。(会社法 453条、124条)

## (配当の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合

・現行定款第 34

	は、その支払開始の日から満3年を	条ただし書き
	経過してもなお受領されないとき	を移設し、条文
	は、当会社はその支払義務を免れる。	の整備をする。
	_(附則)	
(新 設)	<b>第1条</b> 第22条の規定にかかわらず、	・取締役の任期を
	平成 17 年 6 月 29 日開催の第 94 回定	短縮したこと
	時株主総会において選任された取締	に伴う経過措
	役の任期は、平成 19 年開催の第 96	置。
	回定時株主総会終結の時までとす	
	る。	